

水道料金の見直しについて(1)

令和7年9月25日
霧島市上下水道部



すいどん
(霧島市上下水道部マスコットキャラクター)

目次



1. 水道事業の概要
2. 本市の水道施設
3. 今後の流れ

1. 水道事業の概要



1. 水道事業の概要

① 水道の役割

- 水道法で定められている、水道の基本的な目的を説明します。
- 東日本大震災を契機とした変化や、近年の水道行政の動向について紹介します。

② 霧島市新水道ビジョン

- 経営戦略と一体で策定した「霧島市新水道ビジョン」を、令和7年度に改定しました。
- 改定にあたっては、市民からのパブリックコメントを反映しました。

③ 独立採算制

- 水道事業(地方公営企業)は、「独立採算制」に基づき、水道料金収入で運営されています。
- なぜ独立採算制が採用されているのか、その理由を整理します。

1. 水道事業の概要 ①水道の役割

公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することが目的です。

水道法1条(この法律の目的)

この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、**水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与**することを目的とする。

水道事業者(略)は、その経営する事業を**適正かつ能率的に運営**するとともに、**その事業の基盤の強化**に努めなければならない。(水道法2条の2④)

水道事業者とは？

→国土交通大臣の認可を受けて水道事業の経営を行う主体(水道法3条②)

→水道事業は、原則として市町村が経営します(水道法6条②)

水道事業の特色

(1) 生活に不可欠な公共サービス (2) 地域独占的 (3) 法令による公共的規制



5

(参考) 東日本大震災を受けて

平成25年3月に国(厚生労働省)が新しいビジョン(**新水道ビジョン**)を公表しました。

背景

日本の総人口減少、東日本大震災の経験を踏まえ、新しいビジョン(**新水道ビジョン**)を公表

基本理念の転換

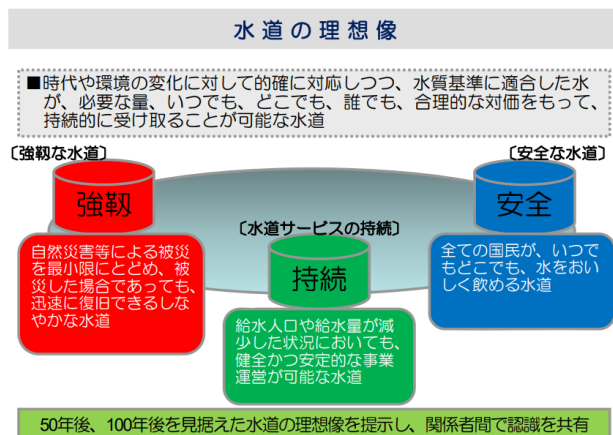
「世界のトップランナーとしてチャレンジし続ける水道」

→「**地域と共に信頼を未来につなぐ日本の水道**」

理想像

「**安全**」「**強靱**」「**持続**」の3つの観点から、

50年後、100年後の水道の理想像を共有



厚生労働省 - 新水道ビジョン「図-5 水道の理想像」

6

(参考) 近年の水道行政の動向

水道行政の移管、上下水道耐震化の推進、DX技術活用により、基盤強化を加速

水道行政の移管(令和6年4月)

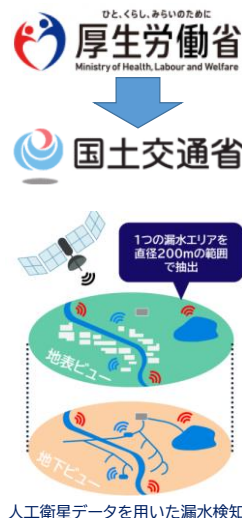
- 内容：厚生労働省 → 下水道を所管する国土交通省(水質以外)と環境省(水質)へ移管
- 背景：人口減少やインフラ老朽化 → **上下水道一体**で施策を推進

上下水道耐震化の推進

- 内容：上下水道耐震化計画(本市:令和7年1月策定)、耐震化事業に国庫補助の拡充
- 背景：能登半島地震(令和6年1月)
※最大震度7、地震規模(M)7.6、約14万戸断水、復旧に最大5か月も

DX技術活用

- 内容：人工衛星データを用いた漏水検知、AI管路劣化診断、スマート水道メーターなど
- 背景：施設の老朽化、管理に精通した熟練職員の減少
→ デジタル技術を活用しメンテナンスの効率を向上



1. 水道事業の概要 ② 霧島市新水道ビジョン

経営戦略と一体型の「霧島市新水道ビジョン」を令和7年度に改定しました。

改定の背景

- 令和元年の水道法改正
(アセットマネジメントの要請)
- 近年の急激な物価上昇
- 南海トラフ地震など
災害に備えた対策(耐震化の加速)

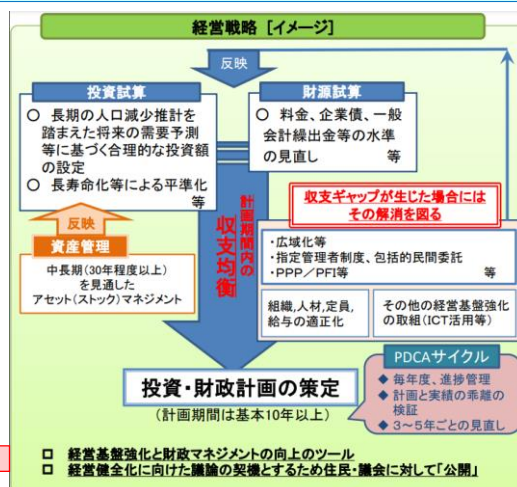
本市の水道の目指す方向性

- 【安全】安全でおいしい水の供給
- 【強靱】災害や事故に強い強靱な水道システムの確立
- 【持続】健全な事業運営の持続



「霧島市新水道ビジョン」は
市ホームページで公表しています

収支均衡した投資・財政計画
(経営戦略)



総務省「公営企業の「経営戦略」の策定・改定の推進について

(参考) 改定(案)に寄せられた意見を反映

4件(12項目)の意見(パブリックコメント)を受け、新水道ビジョンに反映しました。

- お寄せいただいた意見の概要と市の考え方は、市ホームページで公表しています。

項目名	反映した内容
第6章 事業計画と財政計画 6.2 財政収支計画 p.60	また、水道利用者へ水道事業の課題や目指すべき方向性についてご理解をいただくため、様々な媒体を通じて周知を行うことが重要です。他市町村の実例などを参考に、外部委員会の意見も頂きながら、効果的な広報の在り方について、検討を行います。
第6章 事業計画と財政計画 6.2 財政収支計画 p.66	⑥ 国庫補助事業の活用 令和6年(2024年)に水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省・環境省へ移管されるなど、水道事業を取り巻く環境は大きく変化しました。活用可能な補助事業を積極的に活用するとともに、補助要件の緩和に向けた国への働きかけを行い、将来の更新費用の削減に努めていきます。

パブリックコメントとは？

→市が重要な施策を決めるときに、その内容や資料をあらかじめ公表し、市民から意見を募集して、その意見を参考にする制度です。

1. 水道事業の概要 ③独立採算制

水道事業(地方公営企業)は「独立採算制」により、料金収入で事業運営を行います。

地方公営企業法17条の2②(経費の負担の原則)

(…)その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。【独立採算制の原則】

地方公営企業法21条②(料金)

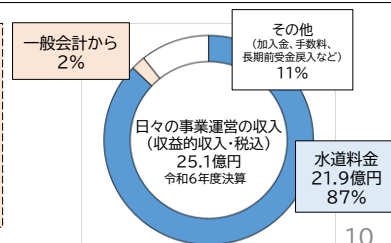
(…)料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。【総括原価方式】

独立採算制の例外となる経費は？

以下は、一般会計(税金)で負担します。

- 行政経費(消防用の水道使用、公園の公共施設の水道利用など)
- 政令で定める不採算経費(効率的に運営しても収入だけでは賄えない部分)

※水道事業に「政令で定める不採算経費」はありません。(地方公営企業法施行令8条⑤)



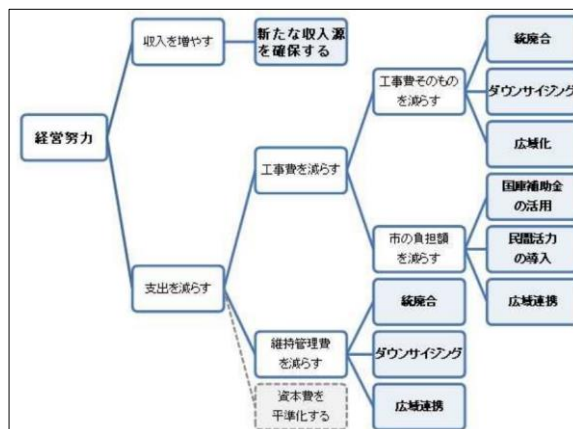
(参考) なぜ独立採算制なのでしょう

1. 公平性の確保

- ・ 水道は「使う人」「使う量」に応じてコストが発生します。
- ・ 料金制にすることで、使った人が適切に負担する仕組みになります。

2. 自律的で健全な運営

- ・ 独立採算により、事業の収支が明確になり、経営状況が公表されます。
- ・ 投資や維持管理を経営責任として意識させ、企業努力を促します。



新たな収入確保対策と支出削減対策の施策分類図 - 霧島市新水道ビジョン(p.65)

3. 長期的・安定的なサービスの提供

- ・ 水道は巨額の設備投資と、長期にわたる維持管理が必要です。
- ・ このため、税収の変動に左右されない、安定的な収入源(=水道料金)での運営が不可欠です。

2. 本市の水道施設



2. 本市の水道施設

① 概要

- 霧島市では、1水道事業と6簡易水道事業を一体的に経営しています。
- 本市の水源や配水池、水道管の全体像について説明します。

② 紹介(写真)

- 実際の水源地やポンプ場、配水池の写真を、溝辺地区を例にして紹介します。

③ 今後の課題

- 水道施設・水道管の耐震化は、いま最も重要な課題です。

2. 本市の水道施設 ① 概要

水道事業1事業と簡易水道事業6事業を経営しています。

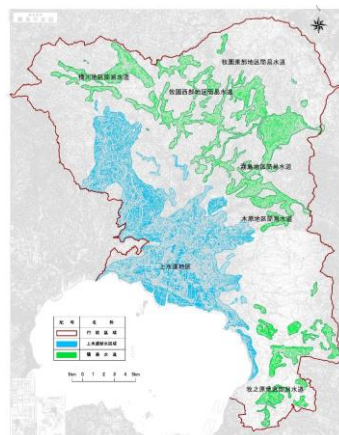
- これらはすべてまとめて一体的に経営しており、市全体で安定した水の供給を行っています。

事業名	給水区域	計画給水人口
霧島市水道事業	国分(木原地区を除く) 溝辺(全て)、隼人(全て)、 横川(一部)、牧園(一部)、 福山(一部)	116,000人
木原地区簡易水道事業	国分(木原地区)	830人
横川地区簡易水道事業	横川	4,000人
牧園東部地区簡易水道事業	牧園	3,572人
牧園西部地区簡易水道事業	牧園	3,799人
霧島地区簡易水道事業	霧島	5,000人
牧之原地区簡易水道事業	福山	3,500人

用語の説明

水道事業(上水道) … 給水人口が5,001人以上

簡易水道事業 … 給水人口が5,000人以下



給水区域
霧島市新水道ビジョンp.10(図2.2-1)

(参考) 水源と配水池

55箇所の水源と97箇所の配水池があります。



用語の説明

水源

水道水のもとになる水(原水)をくみ上げる場所です。**本市は湧水・地下水です。**

原水は、砂などを取り除き、滅菌・消毒をしてから配水池へ送られます。

配水池

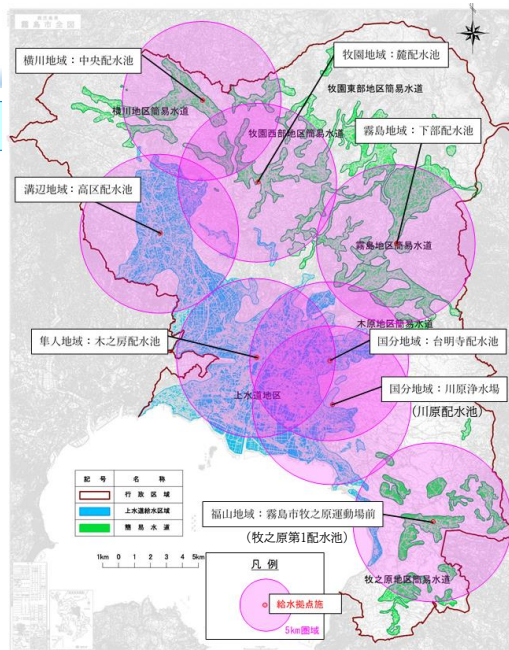
浄水した水をいったんためておく、貯水タンクのような施設です。

時間帯による水の使用量の変化に対応します。

災害時には、この貯水を使って断水を防いだり、影響を小さくしたりします。

ポンプ場

より高い場所にある配水池へ、水を送り上げるためのポンプがある建物です。



主要な配水池(応急給水拠点計画図)
霧島市新水道ビジョンp.40(図5.2-2)

15

(参考) 水道管



本市が管理している水道管の総延長は1,459kmです。(令和6年度末現在)



用語の説明

導水管

水源と浄水場をつなぐ水道管です。(約39キロメートル)

送水管

浄水場と配水池をつなぐ水道管です。(約94キロメートル)

配水管

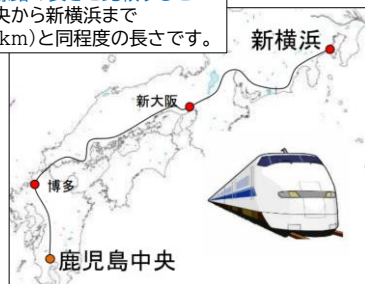
配水池から各家庭の近くまでをつなぐ水道管です。(約1,326キロメートル)

給水管

配水管から各家庭の蛇口までをつなぎます。

給水管はお客様自身の持ち物で、市が管理する水道管には含まれません。

新幹線の線路の長さと比較すると
鹿児島中央から新横浜まで
(約1,435km)と同程度の長さです。



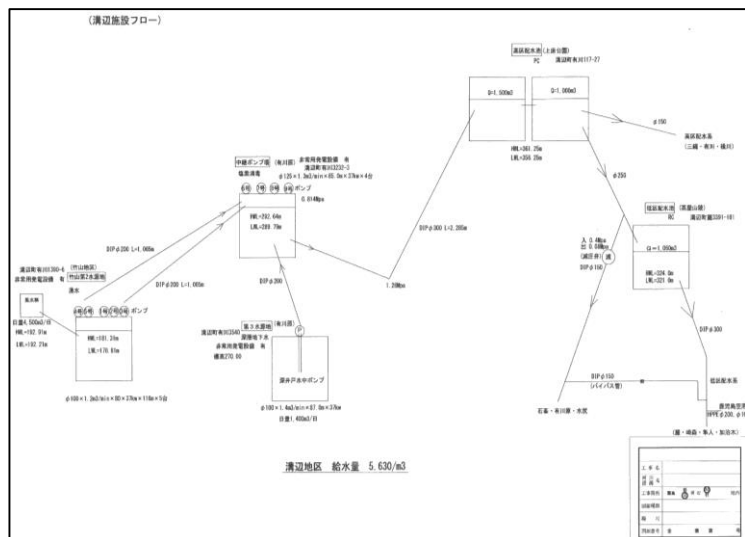
水道管にはさまざまな種類があります。



16

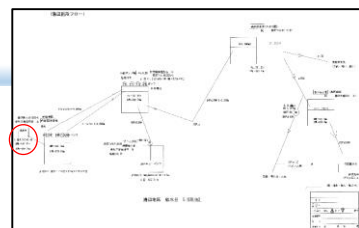
2. 本市の水道施設 ② 紹介(写真)

溝辺地区を例に、写真と合わせて紹介します。



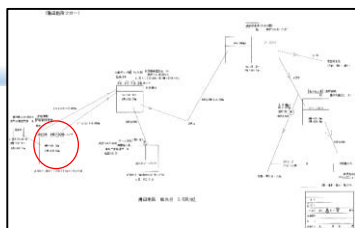
17

(参考) 竹山水源地－水源



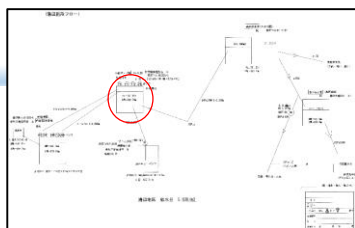
18

(参考) 竹山水源地 - ポンプ室



19

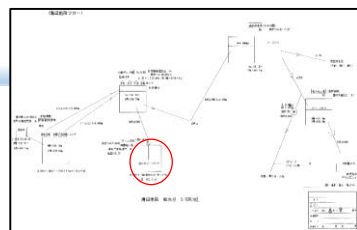
(参考) 中継ポンプ場



20

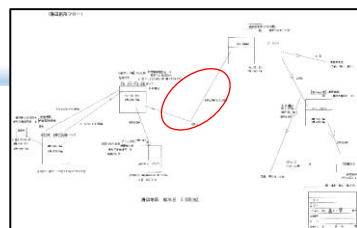
(参考) 第3水源地 (休止中：令和7年9月現在)

- 中継ポンプ場から撮影



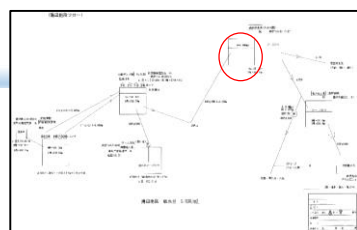
21

(参考) 山之口橋(網掛川)【橋梁添架管】



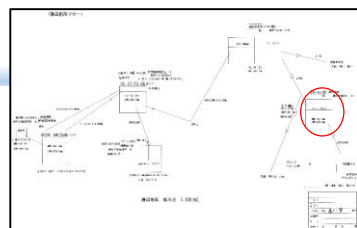
22

(参考) 高区配水池



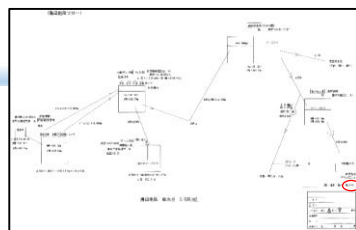
23

(参考) 低区配水池 (被災中：令和7年9月現在)



24

(参考) 小田西配水池【竹山水源地の水はここまで届く】



25

2. 本市の水道施設 ③ 今後の課題



水道施設・水道管の耐震化は、いま最も重要な課題です。

- ・ 国分地区：「国分台明寺配水区関連事業」により、災害に強い水道システムを実現
- ・ 隼人、溝辺地区：施設更新にあわせ、全体的な更新計画(耐震化計画)が必要
- ・ 横川、牧園、霧島、福山地区：同様に耐震化を計画的に推進
- ・ 全地区共通：漏水調査を強化し、水道管の補修・老朽管の計画的更新を実施



耐震化が必要な台明寺配水池(国分地区)



老朽管の経年劣化による漏水(年500件以上)

26

3. 今後の流れ



27

3. 今後の流れ

① 運営委員会の役割

- ・ 委員会を設置した目的を説明します。
- ・ 水道事業が目指す「適正で合理的・健全な経営」の考え方を共有します。

② 今後の経営の見通し

- ・ 配布資料「今後の経営の見通しについて」を説明します。

28

3. 今後の流れ ① 運営委員会の役割

霧島市水道事業及び簡易水道事業並びに工業用水道事業運営委員会設置規程

(設置)

第1条 本市の水道事業及び簡易水道事業並びに工業用水道事業(以下「水道事業等」という。)の**適正かつ合理的な運営と健全な経営を図るため**、霧島市水道事業及び簡易水道事業並びに工業用水道事業運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 水道事業等の運営及び経営に関すること。
- (2) その他水道事業等管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)が必要と認める事項



水道事業等の運営や経営について審議し、市長に対して提言・助言を行います。

29

(参考) 適正かつ合理的な運営、健全な経営

適正かつ合理的な運営とは

- ・ 水道施設の計画的な整備と管理
- ・ 水の品質の維持や向上
- ・ 豊富な水の確保
- ・ 日常業務の効率化、能率化

健全な経営とは

- ・ 持続可能性や水道料金の公正性、妥当性の確保
- ・ 地方公営企業としての経済性の発揮

清浄にして豊富低廉な水の供給

30

(参考) これまでに開催された委員会

	前々回	前回	今回 (予定)																				
開催期間	令和3年10月 7日～ 令和3年10月21日	令和5年 3月 7日～ 令和5年12月15日	令和7年 8月19日～ 令和7年12月																				
開催回数	全2回	全3回	全5～6回																				
議題	下水道使用料の見直し	工業用水道事業の今後のあり方	水道料金の見直し																				
結論	下水道使用料を改定する	工業用水道事業は廃止し、 水道事業へ統合する	(12月までに決定)																				
成果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>区分</th><th>排水汚水量</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">一般汚水</td><td rowspan="7">基本使用料 (1㎡につき)</td><td>10㎡まで</td><td>650円</td></tr> <tr> <td>10㎡を超え20㎡まで</td><td>70円</td></tr> <tr> <td>20㎡を超え30㎡まで</td><td>90円</td></tr> <tr> <td>30㎡を超え40㎡まで</td><td>100円</td></tr> <tr> <td>40㎡を超え50㎡まで</td><td>110円</td></tr> <tr> <td>50㎡を超え100㎡まで</td><td>120円</td></tr> <tr> <td>100㎡を超える分</td><td>135円</td></tr> </tbody> </table> 「工業用水道経営戦略」 3. 経営の基本方針 (…)工業用水道事業を廃止し、水道事業へ統合することを今後の方針とした。			種別	区分	排水汚水量	金額	一般汚水	基本使用料 (1㎡につき)	10㎡まで	650円	10㎡を超え20㎡まで	70円	20㎡を超え30㎡まで	90円	30㎡を超え40㎡まで	100円	40㎡を超え50㎡まで	110円	50㎡を超え100㎡まで	120円	100㎡を超える分	135円
種別	区分	排水汚水量	金額																				
一般汚水	基本使用料 (1㎡につき)	10㎡まで	650円																				
		10㎡を超え20㎡まで	70円																				
		20㎡を超え30㎡まで	90円																				
		30㎡を超え40㎡まで	100円																				
		40㎡を超え50㎡まで	110円																				
		50㎡を超え100㎡まで	120円																				
		100㎡を超える分	135円																				

31

3. 今後の流れ ② 今後の経営の見通し

水道料金の改定を行わなかった場合と、水道料金を改定した場合を比較しました。

水道料金の改定を行わない場合、

- 令和10年度には手持ちの資金が底をつきます。(これを解消するには、さらなる借り入れが必要です。)
- 令和12年度には水道事業の経営持続が困難となることが見込まれます。(いわゆる「赤字」です。)

今後の経営の見通しについて
(1 枚目) 水道料金の改定を行わない場合



区分	種別	2年度の決算実績					前年度の決算実績(前年度の決算実績を100とした場合)										
		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	
基本料金	平均	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	
	最大	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
基本料金以外	平均	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	
	最大	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
基本料金以外	平均	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	最大	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0									

(参考) 水道料金の改定を行わなかった場合

区分	単位	これまでの実績値					新水道ビジョンの計画値（令和7年度から令和16年度まで）										
		令和2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	
給水人口	千人	121	121	121	120	119	118	117	117	116	115	114	114	113	112	111	
年間総有収水量	万㎡	1,498	1,515	1,508	1,614	1,486	1,440	1,430	1,421	1,412	1,403	1,393	1,384	1,375	1,365	1,356	
水道料金収入	億円	19.8	20.1	20.0	21.5	19.9	20.1	18.9	18.8	18.7	18.6	18.4	18.3	18.2	18.1	18.0	
水道加入金	億円	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
長期前受金戻入(①)	億円	1.0	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	
その他	億円	1.1	1.3	1.4	1.3	1.5	1.3	1.2	1.2	1.1	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	
収益的収入計	億円	22.2	22.7	22.7	24.0	22.5	22.5	21.2	21.0	20.7	20.5	20.3	20.1	19.9	19.8	19.6	
職員給与費	億円	2.5	2.6	2.6	2.5	2.6	3.0	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.9	
減価償却費・資産減耗費(②)	億円	8.6	8.7	8.5	8.2	8.1	8.6	8.6	8.6	8.8	9.1	11.4	11.7	11.9	12.0	12.1	
支払利息	億円	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.7	0.8	0.8	0.9	1.1	1.2	1.1	1.1	1.1	1.0	
その他	億円	5.4	5.6	6.6	5.7	6.1	7.1	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.6	5.5	
収益的支出計	億円	16.9	17.1	17.9	16.6	17.0	19.4	17.9	17.9	18.2	18.6	21.1	21.3	21.5	21.6	21.6	
純損益(③)	億円	5.4	5.6	4.8	7.4	5.6	3.0	3.3	3.1	2.5	1.9	-0.8	-1.3	-1.6	-1.8	-2.0	
資本的収入(≠企業債の借入)	億円	0.0	0.0	0.0	0.0	10.2	26.5	4.5	4.9	11.3	5.7	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	
資本的支出(④)	億円	13.1	12.8	13.2	13.1	23.1	35.0	43.4	36.3	34.9	16.6	17.3	17.3	17.1	17.2	16.9	
資本的収支不足額(⑤)	億円	13.0	12.8	13.2	13.0	12.9	8.5	38.9	31.4	23.7	10.8	17.2	17.2	17.1	17.1	16.9	
内部留保資金期首残高 (=前年度の内部留保資金期末残高)	億円	33.9	34.7	36.0	36.2	39.0	41.0	46.4	22.6	5.4	-4.5	-3.6	-9.4	-15.3	-21.2	-27.2	
(A) 当年度損益勘定留保資金(=②-③)	億円	7.6	7.7	7.5	7.4	7.3	7.8	7.9	7.9	8.1	8.4	10.9	11.1	11.3	11.5	11.6	
(B) 当年度収益的収支利益(=③)	億円	5.4	5.6	4.8	7.4	5.6	3.0	3.3	3.1	2.5	1.9	-0.8	-1.3	-1.6	-1.8	-2.0	
(C) 当年度消費税調整額(④の消費税額)	億円	0.9	0.9	1.0	1.1	2.0	3.1	3.8	3.2	3.1	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	
内部留保資金期末残高 (=内部留保資金期首残高-⑤+A+B+C)	億円	34.7	36.0	36.2	39.0	41.0	46.4	22.6	5.4	-4.5	-3.6	-9.4	-15.3	-21.2	-27.2	-33.1	
企業債残高	億円	12.6	10.8	9.2	7.9	16.7	41.6	45.0	48.8	59.2	64.1	62.7	61.2	59.9	58.5	56.7	

33

(参考) 令和8年度に水道料金を改定した場合

区分	単位	これまでの実績値					新水道ビジョンの計画値（令和7年度から令和16年度まで）										
		令和2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	
給水人口	千人	121	121	121	120	119	118	117	117	116	115	114	114	113	112	111	
年間総有収水量	万㎡	1,498	1,515	1,508	1,614	1,486	1,440	1,430	1,421	1,412	1,403	1,393	1,384	1,375	1,365	1,356	
水道料金収入	億円	19.8	20.1	20.0	21.5	19.9	20.1	23.8	23.6	23.5	23.3	23.2	23.0	22.8	22.7	22.5	
水道加入金	億円	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
長期前受金戻入(①)	億円	1.0	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	
その他	億円	1.1	1.3	1.4	1.3	1.5	1.3	1.2	1.2	1.1	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.7	
収益的収入計	億円	22.2	22.7	22.7	24.0	22.5	22.5	26.0	25.8	25.5	25.3	25.0	24.8	24.6	24.4	24.2	
職員給与費	億円	2.5	2.6	2.6	2.5	2.6	3.0	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.9	
減価償却費・資産減耗費(②)	億円	8.6	8.7	8.5	8.2	8.1	8.6	8.6	8.6	8.8	9.1	11.4	11.7	11.9	12.0	12.1	
支払利息	億円	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.7	0.8	0.8	0.9	1.1	1.2	1.1	1.1	1.1	1.0	
その他	億円	5.4	5.6	6.6	5.7	6.1	7.1	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.6	5.5	
収益的支出計	億円	16.9	17.1	17.9	16.6	17.0	19.4	17.9	17.9	18.2	18.6	21.1	21.3	21.5	21.6	21.6	
純損益(③)	億円	5.4	5.6	4.8	7.4	5.6	3.0	8.2	7.9	7.3	6.6	3.9	3.4	3.1	2.8	2.6	
資本的収入(≠企業債の借入)	億円	0.0	0.0	0.0	0.0	10.2	26.5	4.5	4.9	11.3	5.7	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	
資本的支出(④)	億円	13.1	12.8	13.2	13.1	23.1	35.0	43.4	36.3	34.9	16.6	17.3	17.3	17.1	17.2	16.9	
資本的収支不足額(⑤)	億円	13.0	12.8	13.2	13.0	12.9	8.5	38.9	31.4	23.7	10.8	17.2	17.2	17.1	17.1	16.9	
内部留保資金期首残高 (=前年度の内部留保資金期末残高)	億円	33.9	34.7	36.0	36.2	39.0	41.0	46.4	27.4	15.0	9.9	15.5	14.5	13.2	12.0	10.6	
(A) 当年度損益勘定留保資金(=②-③)	億円	7.6	7.7	7.5	7.4	7.3	7.8	7.9	7.9	8.1	8.4	10.9	11.1	11.3	11.5	11.6	
(B) 当年度収益的収支利益(=③)	億円	5.4	5.6	4.8	7.4	5.6	3.0	8.2	7.9	7.3	6.6	3.9	3.4	3.1	2.8	2.6	
(C) 当年度消費税調整額(④の消費税額)	億円	0.9	0.9	1.0	1.1	2.0	3.1	3.8	3.2	3.1	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	
内部留保資金期末残高 (=内部留保資金期首残高-⑤+A+B+C)	億円	34.7	36.0	36.2	39.0	41.0	46.4	27.4	15.0	9.9	15.5	14.5	13.2	12.0	10.6	9.2	
企業債残高	億円	12.6	10.8	9.2	7.9	16.7	41.6	45.0	48.8	59.2	64.1	62.7	61.2	59.9	58.5	56.7	

34